

第2章 包括外部監査の結果－監査対象債権の選定

1 債権とは

- (1) 自治法 240 条 1 項は、債権を「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」と定義する。もっとも、債権管理条例 2 条 1 号は、債権管理条例の適用対象となる債権を「金銭の給付を目的とする市の権利（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 240 条第 4 項各号に掲げる債権を除く。）」と定義する。そこで、以下では、債権管理条例を前提に、市税と債権を区別する。
- (2) なお、監査手続においては、市税とその他の債権の管理事務の比較も重要であると考え、市税も含めて、監査対象債権の選定を行った。

2 債権の分類①－公債権と私債権

債権は、一般的に、その発生原因に基づき、公債権と私債権に分類される。

(1) 公債権

公債権とは、一般的に、公法上の原因に基づき発生する債権と定義される。

(2) 私債権

私債権とは、一般的に、私法上の原因に基づき発生する債権と定義される。

3 債権の分類②－強制徴収債権と非強制徴収債権

債権は、債権管理条例において、強制徴収債権と非強制徴収債権に分類される。

(1) 強制徴収債権（強制徴収公債権）

ア 強制徴収債権とは、債権のうち、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう（債権管理条例 2 条 2 号）。なお、一般的に、公債権と私債権の分類を前提に、強制徴収公債権ともいう。

イ また、岡山市では強制徴収債権のうち保険料等の滞納整理を料金課が分掌することから、保険料等とその他の強制徴収債権に分類することができる。

(2) 非強制徴収債権

ア 非強制徴収債権とは、債権のうち、強制徴収債権以外の債権をいう（債権管理条例 2 条 3 号）。

イ 非強制徴収債権は、公債権と私債権の分類に従い、非強制徴収公債権と私債権に分類することができる。

4 監査対象債権の選定

監査対象債権は、市税、強制徴収債権及び非強制徴収債権について、下表のとおり選定した。監査対象債権の名称は、各部署からの回答に基づいている。なお、債権の管理状況に関するアンケート調査において、当初、私債権である水洗便所改造資金貸付金（下水道営業課）について、平成 29 年度の収入未済額を 100 万円以上として回答があり、ヒアリングを実施したが、その後、平成 29 年度の収入未済額が 100 万円以下である旨の修正回答があったため、監査対象債権として選定しないこととした。下水道営業課にはヒアリングの結果を伝えて、参考にする旨の回答を得ている。

〔市税〕

	監査対象債権
市税	個人市民税
	法人市民税
	事業所税
	特別土地保有税
	固定資産税
	都市計画税
	軽自動車税

〔強制徴収債権〕

	監査対象債権
保険料等	国民健康保険料
	介護保険料

	後期高齢者医療保険料
	保育料等
	下水道事業負担金
その他の強制徴収債権	下水道使用料
	児童養護施設等措置費負担金
	介護報酬不正請求返還金
	硫酸ピッチ事件行政代執行費用弁償金

〔非強制徴収債権〕

	監査対象債権
非強制徴収公債権	生活保護費返還金・徴収金
	児童手当返納金
	児童扶養手当返納金
	施設使用料
	売上高割使用料
	一般被保険者療養給付費返納金
	幼稚園授業料
	老人福祉施設措置費負担金
	ごみ処理手数料
	し尿処理手数料
	ふれあいセンター施設使用料
	墓地管理手数料
	身体障害者福祉施設措置費負担金
私債権	住宅新築資金等貸付金
	平成18年度同和施策補助金返還金
	水道料金
	岡山市奨学金貸付金
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
	公営住宅使用料
	市営住宅敷地内自動車保管場所使用料
	損害賠償金（住宅課）
	損害賠償金（都市企画総務課）
	余熱発電電力収入
	家庭奉仕事業費徴収金
高齢者住宅整備資金貸付金	

	福祉電話貸与契約に係る負担金支払請求債権
	災害援護資金貸付金
	障害者住宅整備資金貸付金償還金
	電力料徴収金・水道料等徴収金

5 監査対象債権の収入未済額全体に占める割合

平成 29 年度の岡山市の収入未済額全体に占める監査対象債権の割合について、以下の条件で算出したところ、約 90%であった。

〔算出条件〕

- ① 平成 29 年度の収入未済額全体は、不納欠損処理後の収入未済額であること
- ② 公営企業会計については、平成 29 年度岡山市一般会計から抽出できる範囲で収入未済額を算定していること
- ③ 岡山市上建部財産区費特別会計及び岡山市建部財産区費特別会計は、対象としていないこと
- ④ 監査対象債権の収入未済額は、監査対象部署からの回答に基づくこと